

日本言語政策学会 会員関連施行細則

会則第6条に定めた本会の会員について以下のように定める。

第1章 会費

第1条 年会費は以下の通りとする。

- (1) 個人会員 6000 円
- (2) 学生会員 3000 円
- (3) 団体会員 10000 円
- (4) 賛助会員 10000 円
- (5) 名誉会員 0 円

上記(1)および(2)に関しては、以下の規定が適用される。

(ア) フルタイムの職にありながらも学生の身分を持つ場合は、個人会員とする。

(イ) 学生の身分がなく、フルタイムの職も持たない個人会員は、3000 円とする。

第2条(会員種別の申し出) 学生会員および第1条(イ)の規定の適用を受ける会員は、毎年4月中に事務局にその旨を申し出ることとする。

第2章 入会・退会

第3条(入会) 本会に入会しようとする者は、入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

第4条(登録事項の変更) 会員は、住所・所属・身分等、登録した事項に変更のあった場合は、すみやかに事務局まで届け出ることとする。

第5条(退会) 退会を希望する者は、その年度の会費を完納し、退会届を提出し、理事会の承認を得なければならない。

第3章 会員資格喪失

第6条(会費滞納) 会費を滞納した会員には、機関誌の発送を一時停止する。

第7条(資格喪失) 会費を連続して2カ年度滞納した会員は、理事会の認定により、当該会計年度末日をもって会員の資格を失う。

付則

本施行細則は、2010年6月20日より施行する。